

NGO 神戸外国人救援ネット・ニュースNo.55

NGO Network for Foreigners' Assistance KOBE NEWS No.55



発行／NGO 神戸外国人救援ネット(代表／飛田雄一)

〒650-0004 神戸市中央区中山手通 1-28-7 TEL&FAX:078-271-3270

ホットライン専用 TEL:078-232-1290

E-mail:gqnet@poppy.ocn.ne.jp * <http://gqnet.webcrow.jp/>

郵便振替<01100-2-60701 NGO 神戸外国人救援ネット>

★巻頭言★

ヘイトスピーチに対して実効性のある 神戸市条例をつくろう

高橋秀典

(すべての人に尊厳と人権を！ヘイトクライムをなくそう！神戸連絡会)

今年6月3日に「ヘイトスピーチ解消法」が施行されました。この法律は、理念法とはいえこれまで差別の存在すら認めず、「中立」や「表現の自由」を理由にヘイト側を守ってきた国が、初めてそれを「差別」や「重大な害悪」と認めたという歴史的意義を持っています。国が反差別の立場にたったことは、今後の反差別法整備の出発点になります。反差別が社会の基軸になったともいえます。

事実、法成立後様々な変化が起きています。法施行の2日後に川崎市で行われたヘイトデモ。デモ参加者20人をカウンター700人が取り囲み、10メートル進んだところで警察の説得に応じる形で中止となりました。そのカウンターの中にいた在日朝鮮人の家族に対するネット上のヘイトスピーチについても、10月5日に法務局がツイッター社に削除勧告し、ツイッター社も削除に応じました。9月30日には法務省人権擁護局が、地方自治体を招いて会議を開催。(神戸市もオブザーバー参加)「差別的表現の具体例や公共施設の利用制限について、国は具体的な基準を示してくれ」という地方の要望に対して「ガイドラインを作る」と回答したことがわかっています。

もちろんこの法律は、市民や野党が求めた人種差別撤廃法ではないために、様々な課題も抱えています。禁止条項がなく国や地方自治体に具体的な施策を求めなければなりません。対象が差別的言動や在日外

国人に限られています。具体的なヘイト事象への対応を求める取り組みの中で、地方自治体に条例を求めたり、国に法律の改正を求めて行く必要があります。

すべての人に尊厳と人権を！ヘイトクライムをなくそう！神戸連絡会は、昨年3月に結成したばかりの任意団体ですが、昨年12月から半年かけて「ヘイトスピーチ被害実態調査」を行い、百余名のアンケート調査と聞き取り調査を実施しました。10月23日にはNGO外国人救援ネットも含む8団体の賛同をいただき、「活かそうヘイトスピーチ解消法 つくろう神戸市条例」集会を60余名で開催しました。神戸でも10月30日には2年ぶりのヘイトデモが行われ、30人のデモ隊を150人で取り囲みましたが中止には追い込めていません。「日韓断交」などの政治主張を隠れ蓑にしてヘイトスピーチを行うことへの対応が必要です。また、ネット上のヘイトスピーチは野放し状態です。一刻も早く実効性のある神戸市条例が求められています。大阪市ではすでに条例があり、施行後すぐ7月に15件の申し出を行いました。いまだに名前の公表がなされていません。「確信犯的ヘイトスピーチを抑止するためには、禁止条項や罰則条項が必要」と、条例を求めた文公輝さんは訴えています。何が差別的言動なのかを社会全体で共有する取り組みの中で、実効性のある神戸市条例を実現したいと考えています。

国籍選択制度とは

—蓮舫氏の国籍問題から考える—

もりきかずみ

今年の秋頃から複数国籍の問題がネット上で持ち上がり、新聞等でも報道されてきた。9月に民進党代表に選出された蓮舫氏が日本と台湾の重国籍を持つことが問題にされたからだ。自民党の小野田氏も米国籍との重国籍と分かり、他にもこのような議員がいるらしい。日本国籍取得の条件は、1984年改正国籍法で定められているように、父または母が日本国籍か、両親の国籍が知れず、日本国内で出生した者、あるいは日本人父または母に認知され、20歳までに届け出申請した者、そして自らの意志で国籍取得を申請して許可（帰化）を受けた者となっている。蓮舫氏の父が台湾人で母が日本人なので、彼女は生まれた時に台湾籍を取得、日本では国籍法改正時に日本国籍を取得している。1984年改正国籍法がそれまでになかった国籍選択制度を設けたので、蓮舫氏は22歳までにどちらかの国籍を選択するという義務が生じていた。台湾籍を放棄する手続きを取ったところが、問題なのは、日本は台湾を認めておらず、彼女の国籍は中華人民共和国の国籍法に則って、「他国の国籍を取得した者は中国国籍を失う」ことになり、蓮舫氏は日本国籍しかないという見方もできるようだ。



今回の問題が起きた背景には一般に日本人が持つ「純血主義」や排他主義、差別意識が根強くあり、特に国会議員という立場から蓮舫氏や小野田氏はあえて「日本人」を強調せざるを得なかった。かつてペルー大統領だった藤森氏が日本の国会議員に立候補したが、その時にはあまり騒がれなかった。今から思えば、その理由は、重国籍の彼が血統的に「日本人」だったからかもしれない。

30数年前に私は「国際結婚を考える会」を発足させ、国籍法改正運動や現行の選択制度廃止を訴えてきたが、国会議員の国籍という形でこの国籍選択制度の問題、形骸化が露呈したのではないだろうか。国籍選択制度は重国籍者がどちらかの国籍を選び、一方を放棄する努力義務を課しているが、それについての罰則がなく、国は「国籍選択を怠っている場合は、催告することができ」、更に催告を受けた日から一カ月以内に選択しなければ「日本国籍を失う」。しかしながら今のところ日本政府が催告した件数はなく、選択をしなかったからと言って日本国籍を失った人はいないようだ。

ところが、国はウェブサイトや役所のポスターなどで国籍選択を迫り、当事者を脅えさせている。中には日本国籍の離脱届を出す人もおり、去年、一昨年は年間500人以上が国籍離脱届をしている。日本国籍を失えば、日本に住むための権利がなくなり、当然外国人としてなんらかの在留資格を得なければならない。重国籍を持つことは、父と母の国をビザ無しで訪れることができ、両方の親から受け継いだ民族的アイデンティティを保持する重要な要素でもある。外国では、出生による重国籍はむしろのこと、帰化や届出などで他国の国籍を取得しても元の国籍を失わない国（ブラジルやフランス、スイスなど）が増えている。複数の国籍を持つ者は、同時に複数国籍者の権利を使えるわけではなく、日本にいるときは日本人として、もう一方の国では日本国籍は潜在的なものとして考えなければならない。その切り替えがなければ特権を持つ者として、差別の対象として扱われかねない。私たちの社会はまだこういった者たちに対して寛容な社会ではないことが、今回の蓮舫氏の国籍問題からも明らかになった。これを機に、重国籍を取り締まる動きもでてきていることに警戒していかなければならない。

【支援者向けセミナー報告その①】

神戸まちづくり六甲アイランド基金助成事業
「技能実習生と家事労働者の受け入れを考える」

講師：早崎直美さん（RINK） 2016年9月10日 於：神戸 勤労会館

日本に在留する外国人の数は1990年ころまでは100万人を超えることがなく、また定住外国人がその多くを占めていた。外国人労働者の受け入れは「入管法」によって規定されており「単純労働」就労は現在も許可されていない。しかし産業構造の変化や日本の好景気を契機に、まず日系人労働者の受け入れがはじまり、1990年代に入ると「国際貢献のため」という美名のもとに「技能実習制度」が創設されて外国人労働者の受け入れ要件が次々に緩和されてきた。

「技能実習制度」による在留資格は1990年に「研修」として創設され、その後93年に研修1年、技能検定試験に合格すればさらに実習1年の「技能実習制度」を創設、97年には技能実習期間が2年に、さらに2010年からは在留資格に「技能実習」が創設されて1年目から実習生は労働法の適用対象となり(実習生が低賃金労働者として扱われている実態を当局が認めた)また、一定期間講習を受けて技能習得活動に携わる「技能実習1号」に対して1号で一定の技術を習得したものがその技術に習熟するための活動を行う「2号」に移行できる業種も増えている。受け入れ要件も企業単独型から中小企業の団体や農業協同組合等団体を通じた受け入れが可能になり、また受け入れ人数枠も緩和されて中小零細企業での研修・実習生受け入れが大幅に増えている。

研修生は各国の送りだし機関の募集に応募して面接などを経て日本に来るのだが、その送りだし機関はそれら機関を「監理・指導」する(はずの)JITCO(国際研修協力機構:法務省、外務省など5省の共管によって作られた公益財団)が認定しているものではないので、そのすべてがきちんとした団体だとはいえない。

研修生・実習生と言えば聞こえはいいが、実態はほとんど単純労働力として扱われており長時間の残業、低賃金、劣悪な住環境、パワハラ・セクハラ等々不当な労働を強いられ、声をあげたくてもパスポートを取り上げられている、前借金がある、強制的な帰国等の脅迫があり、更に基本的に受け入れ先の変更もできないので、泣き寝入りになる場合が多い。

2015年7月に成立した「改正国家戦力特別区域法」によって神奈川県と大阪府(市)で外国人家事労働者の受け入れが進みつつあり、具体的にこの事業に参入する業者も認定されてきている。また「今後、人口減少が進むこと、介護、農業、旅館等特に人出不足の分野があることから(中略)移民政策と誤解されないように配慮しつつ、必要性がある分野については(中略)就労目的の在留資格を付与して受入れを進めていくべきである」(2016年5月自民党政務調査会[労働力確保に関する特命委員会])というような方針のもと日本では長期的、総合的な展望のないままの自国に都合のよいだけの「外国人労働力を導入」する政策の推進方針は変わりそうもない。

講師からは問題の多い「技能実習制度」をこのまま続けてよいのか、送り出し側規制の適正化の必要性、外国人を一時の「労働力」として利用するだけでよいのかなど、これまでの支援の現場にあって提起されてきた問題と労働者からの相談内容についての紹介もあり、引き続き考え、取り組んでいかなければいけない問題の多さを痛感させられた。

(ワークメイト 鹿嶋 節子)



【支援者向けセミナー報告その②】

株式会社ラッシュジャパン助成事業
「外国人を取り巻く医療制度と CHARM の取り組み」

講師：青木理恵子さん、プラー・ポンキワラシンさん (CHARM)

2016年10月15日 於：神戸 勤労会館



10月15日(土)午後2時から、三宮駅からすぐの神戸市勤労会館にて、「外国人を取り巻く医療制度と CHARM の取り組み」というテーマのセミナーが開催されました。今年、救援ネット主催の一連のセミナーがテーマ別に開催されていますが、なかなか都合が合わず、今回やっと参加することができました。3階でエレベーターを降りて薄暗い廊下をとおり、会場の307号室に入ったときにはすでに午後2時を過ぎていて、救援ネットの飛田さんの挨拶が始まっていました。それまでの廊下の暗がりやウソ

のように窓から光が差し込み、ほのかに明るい部屋の様子と、参加者のみなさんの落ち着いた雰囲気にはっとしたところに、今回の講師である NPO 法人 CHARM の青木理恵子さんのお話が始まりました。

まず在日外国人が置かれている状況、そこから見えてくる課題、日本の医療制度について説明がありました。たとえば、健康保険制度や母子保健サービスなどは日本の独自性が強く、それらが存在しない国もあるため、ことばの問題以前にその存在を知らないためにサービスを受けれず、健康の格差につながることもあります。さらに、ことばの壁によって情報を得られず、医療サービスの情報にアクセスできない状況が続くことになります。また、日本では HIV やその検査や治療のできる機関などの情報が日本語以外の言語で得られることが少なく、CHARM ではホームページに多言語で HIV 情報を掲載しているが、相談者から該当言語で検索したときにヒットしなかったという指摘があり、いかに情報を必要とする人にとって得られやすい形で情報を提供していくかが今後の課題のひとつでもあるとのことでした。それから、在日外国人と日本の社会制度の橋渡しをする存在として、NPO や支援者をあげられました。相談を受ける側、支援する側も、当たり前すぎて実はよく知らない日本の制度をよく勉強して理解する必要があると感じました。

その後、同じく CHARM のプラー・ポンキワラシンさん (ポップさん) より、CHARM の取り組みとして、多言語での電話相談、HIV と結核に関する医療通訳派遣、インターネットでの多言語での医療関連情報の発信、健康相談会の実施などの紹介があり、健康保険加入の大切さを伝える DVD を見ました。病気になってからではなくて、病気になるまえに日本の医療制度について知ってもらうことも支援活動の要であり、ひとりでも多くの人に情報を伝えていくことは、医療にかぎらず、あらゆる支援活動と共通する課題ではないでしょうか。

最後の質疑応答では、主にことばの問題に焦点があたり、母子健康手帳の多言語版の入手方法や、医療通訳に関する質問がありました。

在日外国人の健康格差や医療の問題には、「治療」だけでなく、その周辺のさまざまな要素が関係していて、日本の社会制度を広く知り、総合的に支援していくことが重要だとあらためて思いました。

(NPO 法人多言語センターFACIL 李裕美)

【支援者向けセミナー報告その③】

株式会社ラッシュジャパン助成事業
「難民・移住者支援とシナピスの取り組み」

講師：ビスカルド篤子さん（カトリック大阪大司教区社会活動センターシナピス）

2016年11月26日 於：神戸 勤労会館



去る11月26日、救援ネット主催の支援者セミナーの第4回目講座として「難民・移住者支援とシナピスの取り組み」が開催されました。講師は、カトリック大阪大司教区社会活動センターシナピスのビスカルド篤子さん。お名前は以前からよく伺っていましたが、私はお会いするのもお話を伺うのも初めてで、とても楽しみにしていました。

冒頭は、シナピスの活動の歴史、活動組織についてお話くださいました。1992年に「国際協力

委員会」として設立されて以来、専従の事務局担当者として「谷間におかれた人々」の「個別の相談を受け、一人ひとりの問題を解決していく」活動を、他団体や専門家と連帯し、カトリック教会のネットワークを生かしながら、継続されてこられたそうです。

続いて、これまでの支援活動の具体的な事案についてのお話は、現場で当事者に携わる方でなければ語れない、伝えられない、経験に基づく貴重なお話でした。

難民支援の困難さ、岐阜事件においてシナピスが果たした役割、前科のある元インドシナ難民の支援など、具体的な支援活動を語る言葉、そこで表現されるビスカルドさんの支援者としての姿勢に、果たして自分だったらどうしたであろうか、これまでの支援で自分はどうかであったろうか、と深く考えさせられました。とくに印象に残ったのは、「経験主義に陥ることなく『その人』に向き合うこと」、そして、「彼らには私たちが想像しうる困難のほか、さらに移住者であるが故の困難がある」という言葉です。最近の自分と相談者との関わりを思い出しながら、反省することが多々ありました。

お話の最後に、小泉康一氏の著書の言葉を引用され、支援者としてのあるべき姿勢を話してくださいました。ここにレジメからそのまま引用させていただきます。

- ①「今までの考え方で本当に正しかったか？」絶えず検証すること
- ②もっとも大事な関わりのポイントは相手を「尊敬すること」
- ③人間には隠れた力があること
- ④当事者が「何を望むか」を聞くことから始めること
- ⑤当事者への十分な情報の伝達
- ⑥「人道主義」を他の目的達成に使ってはいけない
- ⑦当事者の背景を知る努力を怠らないこと

→支援活動と同時に当事者の社会的文化的背景を知る研究は必須

(参照：『国際強制移動の政治社会学』小泉康一著、勁草書房)

この日の参加者は19名。セミナー終了後のアンケートには「現場を知るからこそのお話は説得力がありました」「信念を持って活動を継続されている姿勢に頭が下がります」といった声がありました。私自身も、とても熱のこもった興味深いお話にもっともっとお話を伺いたいと感じました。私も支援者のひとりとして、支援者としての学びを怠ることなく、奢ることなく、私にできることを続けていきたいと決意を新たにしています。

(アジア女性自立プロジェクト 鋤柄利佳)



「救援ネット協力弁護士を囲む会」を開催しました。

9月26日、北野坂のトリトンカフェで開かれました。昨年まで「若手弁護士+α」の会でしたが、若手でない弁護士からクレーム(?)がついて、このような名前になりました。最初30分は、髯本郁さんに最近の外国人をめぐる社会保障制度の問題点について小講義がありました。別掲ハンドブック作成最終段階であった髯本さんの関連の時事分析もありました。以下、参加された方から原稿をいただきました。ありがとうございます。(飛田雄一)

～参加者感想その① 増田祐一/協力弁護士～



今年もやりました「救援ネット協力弁護士を囲む会」

平成28年9月26日、「協力弁護士を囲む会」を例年通り、トリトンカフェで開催していただきました。髯本さんの、日本における福祉施策と外国人の歴史に関する貴重な話を、お洒落な「カフェ」で聞くという、なんとも、「ハイソ」で異国情緒あふれる経験をさせてもらった後、飛田さんの名司会のもと、囲む会を厳かにとりおこなっていただきました。飛田さんが拡声機を持ってはらなかったのが幾分残念でした。

囲む会では、いつも、アルコールが多少入った状態で、支援者の方々、それぞれの挨拶や思いを聞くことができます。また、弁護士のほうも自分のしている活動や恥ずかしい話を開けっぴろげに話すことができます。これは大変貴重な機会だと思います。救援ネットさんで扱われるケースは大変な困難をとまなうものばかりですが、支援者の方々と弁護士の息がピタッと一致しているか否かによりその成り行きは変わってくると感じています。支援の場では話せなかった、話せないような「実はあれはね・・・」みたいな裏話をしたり、「あの件は、たいへんご苦労様でした・・・」みたいな労いの声掛けがお互いできる。こういうことがすごく大事なんだと思います。が、アルコールをあまり飲みすぎると記憶が薄れます。なので意味がなくなるのかと思えば、まあ、なんとなくあの人と楽しい時間を過ごしたなという朧げな記憶だけが残るというのもよいものですね。またの機会を楽しみにしております。

～参加者感想その② 今西直子/通訳者～

「NGO 神戸外国人救援ネット協力弁護士を囲む懇親会」に勉強会から参加させていただきました。いつも懇親会からなので、今回は張切って行ったところ辺りは真っ暗。実は懇親会と同じ会場であることをすっかり見落としていて、事務所の方に行ってしまう焦りました(汗)。

「最近の外国人の社会保障をめぐる状況」について髯本さんからレクチャーいただきましたが、特に外国人の生活保護については、かつて同行通訳で一件関わったことがありましたので、興味深く拝聴いたしました。

このような懇親会では普段の生活ではお目にかかれない弁護士の先生や外国人の支援活動にさまざまな形で従事されている方々と交流できて、私自身はボランティア通訳としてほんのわずしかお手伝いできていないのですが、いつもよい勉強となり、少し違った角度から社会を見ることができそうな気がします。

そしてトリトンカフェでは美味しい食事とお酒を、ご参加の皆さまとの談笑とともに楽しませていただきました。ありがとうございました



今年も北野トリトンカフェにて開催しました。

出版物のご案内

2016年11月発行

「外国人の医療・福祉・社会保障 相談ハンドブック」

外国人の相談を受ける際に問題となることが多い医療・福祉・社会保障制度について、在留資格の有無や種類による利用の可否やその運用のほか、災害時の支援策や通報義務等についても解説。2012年の新たな在留制度に対応。

【発行】福島移住女性支援ネットワーク（E I W A N）

【編集】外国人生活・医療ネットワーク関西／外国人医療・生活ネットワーク

【価格】1部1000円（移住連会員800円）（郵送の場合は1冊82円の送料が別途必要です。）

（B5判 189頁）



●目次

はじめに

第1章 外国人の社会保障・社会福祉の権利

第2章 制度の活用

（生活保護 国民健康保険 後期高齢者医療 健康保険 介護保険 自立支援医療 入院助産制度 感染症予防法 精神保健福祉法 難病患者のための医療 無料低額診療制度 行旅病人法 小児慢性特定疾患治療研究事業 母子健康手帳 養育医療 予防接種 救急医療費損失補てん事業 国民年金・厚生年金 児童手当 児童扶養手当 外国人と労働法）

第3章 災害時の支援策と外国人

第4章 通報義務と相談・支援活動

第5章 医療通訳

【資料】関係法令通知類を掲載

【お申し込み】

お名前、住所、電話番号、メールアドレス、必要部数をご記入の上、NGO神戸外国人救援ネットにメールまたはFAXでお申し込みください。（移住連会員の方はその旨）

メール：gqnet@poppy.ocn.ne.jp

FAX：078-271-3270

「外国人の医療・福祉・社会保障相談ハンドブック」編集委員会

（外国人生活・医療ネットワーク関西／外国人医療・生活ネットワーク）

（連絡先）〒650-0004 神戸市中央区中山手通1-28-7 NGO神戸外国人救援ネット内

TEL & FAX 078-271-3270 メール：gqnet@poppy.ocn.ne.jp

お知らせ

◆◆救援ネット主催セミナーのご案内◆◆

2017年2月18日(土) 14:00~16:00
 テーマ: 外国人支援と社会保障 講師: 齋本郁さん (NGO 神戸外国人救援ネット)
 会場: 勤労会館 会議室 307 (神戸市中央区雲井通5丁目1-2) 資料代: 500円

◆◆年末年始の事務局・ホットライン開室時間について ◆◆

2016年12月30日(金) ホットライン・事務局業務最終日 10:00~16:00
 2017年1月6日(金) ホットライン・事務局業務開始日 10:00~20:00

NGO 神戸外国人救援ネットの活動は皆さんからの会費・カンパによって支えられています。
 2016年も多くの方々よりご支援を頂きましたことをスタッフ一同感謝致します。
 日本で暮らす外国人への継続的な同行支援、生活相談が今後も行えますよう、皆様のご協力を
 よろしくお願い申し上げます。振替用紙を同封いたしますので、変わらぬご支援を
 よろしくお願いいたします。
 どうか皆さま、よい年末年始をお過ごしください。

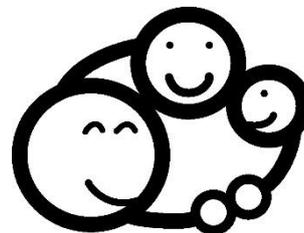
郵便振替<01100-2-60701 NGO 神戸外国人救援ネット>

主な事務局活動

* 毎週(月・水) 事務局開所、(金) 多言語生活相談ホットライン

2016年

- 9月3日(土) ひょうごDV被害者支援者連絡会公開講座「我が家のモラハラ事情～見えない暴力を見る～」
- 9月8日(木) GONGO テーマ「メンタルヘルス・セルフケア～自分自身のストレスをとる方法～」
- 9月10日(土) GQ ネット主催セミナー「技能実習生と家事労働者の受け入れを考える」
- 9月12日(月) 神戸YWCA 文化庁「日本語教育事業」運営委員会
GQ ネット運営会議
- 9月26日(月) 「救援ネット協力弁護士を囲む会」開催
- 9月29日(木) RINK 第3回例会「移住者の貧困を考える～外国籍母子世帯を中心に～」参加
- 10月15日(土) GQ ネット主催セミナー「外国人を取り巻く医療制度とCHARMの取り組み」
- 10月24日(月) GQ ネット運営会議
- 10月26日(水) ひょうごDV被害者支援連絡会議 定例会
- 11月20日(日) 移動相談会 in 芦屋浜
- 11月21~22日(月・火) 移住者と連帯する全国ネットワーク 省庁交渉 参加
- 11月23日(祝水) 移動相談会 in 深江
- 11月26日(土) GQ ネット主催セミナー「難民・移住者支援とシナピスの取り組み」
- 11月28日(月) GQ ネット運営会議
- 毎月11日 ダイエー三ノ宮駅前店「幸せの黄色いレシートキャンペーン」



事務局活動時間について

事務局: 月・水 13:00~18:00

生活相談ホットライン: 金曜日 13:00~20:00

英語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、日本語、中国語(事前予約制)